

(第1面)

提出時に記入

特別管理産業廃棄物処分業許可申請書	
<p>茨城県知事 大井川 和彦</p> <p>申請者 310-8550</p> <p>住所 茨城県水戸市笠原町978番6 氏名 茨城産廃株式会社 代表取締役 茨城 太郎 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 029-301-3033</p> <p>■住所等は、個人が申請する場合は住民票のとおり記載すること。 ■法人が申請する場合は履歴事項全部証明書のとおり記載すること。</p> <p>■産業廃棄物の処分方法の記載 ■特別管理産業廃棄物の種類は別表2に使用し、本欄には「別表2のとおり」と記入。 ■有害物質を含む特別管理産業廃棄物に関しては別表3を使用し、本欄には「別表3のとおり」と記入。 ■更新許可申請の場合は、従前の許可証のとおり記載すること</p>	<p style="text-align: right;">令和〇年〇月〇日</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>
<p>事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)</p>	<p>焼却：別表2・3のとおり 溶融：別表2・3のとおり</p> <p>■処分方法ごとに別表2、3を作成。</p>
<p>事業所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 茨城県水戸市笠原町978番6 電話番号 029-301-3033 事業場 茨城県水戸市笠原町978番25 電話番号 029-301-7100</p> <p>■産業廃棄物処理施設の住所を記入。</p>
<p>事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)</p>	<p>焼却施設 設置場所 茨城県水戸市〇〇町〇〇番地 処理能力 〇〇t/日(〇時間) 許可年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 許可番号 〇-〇-〇〇〇〇</p> <p>■産業廃棄物処理施設設置許可証のとおり記入。</p>
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>所在地 茨城県水戸市〇〇町〇〇番地 面積 〇〇平方メートル 廃棄物の種類 廃油、感染性産業廃棄物、燃え殻</p> <p>■産業廃棄物処理施設設置許可証のとおり記入。</p>
<p>事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</p>	<p>焼却、溶融 詳細は別添「事業計画概要書」のとおり</p>
<p>※ 事務処理欄</p>	

申請者名	茨城産廃（株）
------	---------

品目	申請	特定有害物質	許可証に記載する限定表記
1 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）	<input type="radio"/>	申請する品目のプルダウンの○を選択する。	
2 廃酸（pH2.0以下のもの）	<input type="radio"/>		
3 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	<input type="radio"/>		
4 感染性産業廃棄物	<input type="radio"/>		
5 廃ポリ塩化ビフェニル等（廃PCB等）			
6 ポリ塩化ビフェニル汚染物（PCB汚染物等）			
7 ポリ塩化ビフェニル処理物（PCB処理物）			
8 廃水銀等			
9 廃水銀等処理物			
10 指定下水汚泥			
11 廃石綿等	<input type="radio"/>		
12 鉱さい（特定有害物質を含むもの）		「特定有害物質を含むもの」の品目を選んだときは、「別表3を参照」を選び、別表3を作成する。	
13 ばいじん（特定有害物質を含むもの）			
14 燃え殻（特定有害物質を含むもの）			
15 廃油（特定有害物質を含むもの）			
16 汚泥（特定有害物質を含むもの）	<input type="radio"/>		別表3を参照
17 廃酸（特定有害物質を含むもの）	<input type="radio"/>	別表3を参照	
18 廃アルカリ（特定有害物質を含むもの）	<input type="radio"/>	別表3を参照	

<記載方法>

- ① 申請する品目ごとに「申請」欄に◎を入れてください。
なお、従来から許可を有している品目は○を入れてください。
- ② 12～18の品目を取り扱う場合は、特定有害物質欄に「別表3参照」と入れ、特定有害物質を記載した別表3を添付してください。
- ③ 許可証に記載する限定表記がある場合はその文言を記載する。

取扱う特定有害産業廃棄物の種類

【別表3】

申請者名	茨城産廃（株）
------	---------

有害物質	扱う品目	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
1	水銀又はその化合物					○	○	○
2	カドミウム又はその化合物					○	○	○
3	鉛又はその化合物					○	○	○
4	有機燐化合物					○	○	○
5	六価クロム化合物					○	○	○
6	砒素又はその化合物					○	○	○
7	シアン化合物					○	○	○
8	PCB							
9	トリクロロエチレン					○	○	○
10	テトラクロロエチレン					○	○	○
11	ジクロロメタン					○	○	○
12	四塩化炭素					○	○	○
13	1,2-ジクロロエタン					○	○	○
14	1,1-ジクロロエチレン					○	○	○
15	シス-1,2-ジクロロエチレン					○	○	○
16	1,1,1-トリクロロエタン					○	○	○
17	1,1,2-トリクロロエタン					○	○	○
18	1,3-ジクロロプロペン					○	○	○
19	チウラム					○	○	○
20	シマジン					○	○	○
21	チオベンカルブ					○	○	○
22	ベンゼン					○	○	○
23	セレン又はその化合物					○	○	○
24	ダイオキシン類					○	○	○
25	アルキル水銀					○	○	○
26	1,4-ジオキサン					○	○	○

申請する品目のプルダウンの○を選択する。

<記載方法>

申請する品目ごとに取り扱う有害物について○を入れてください。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	1,000株		出資の額	1,000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	性別	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍
			割 合	住 所
いばらき たろう 茨城 太郎	男・女	昭和11年 11月11日	500株	茨城県水戸市笠原町978番6
			50%	同上
みと かずお 水戸 一男	男・女	昭和44年 4月4日	300株	茨城県鉾田市鉾田1367番地の3
			30%	同上
かぶしきがいしゃ 株式会社 いばらきしょうかい 茨城商会	男・女	代表取締役 〇〇〇〇	200株	
			20%	茨城県水戸市笠原町978番25
100分の5未満の額である株主又は出資をしている者については記載不要です。			法人にあっては履歴事項全部証明のとおり記載	
	男・女			

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	性別	生 年 月 日	本 籍
		役 職 名 ・ 呼 称	住 所
	男・女		

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この株式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画概要書

1. 事業計画の全体計画

顧客からの要望により、茨城県内で特別管理産業廃棄物の処分事業を行いたく、今回許可の申請をいたします。

処分業に当たっては廃棄物処理法等を遵守し、処分行為を行います。

具体的な排出事業者の名称及び所在地
(代表的なもの1つで可。番地含む)を
記載すること。

2. 処分する特別管理産業廃棄物の種類及び運搬量

	特別管理 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月 又は m ³ /月)	性状	予定排出事業者の名称及び 所在地	処分方法	処分後の廃棄物の 予定処分先の 名称及び所在地 (処分場の名称 及び所在地)
1	廃油	50 t /月	固形	(株)〇〇工業 茨城県水戸市 〇〇	熔融	(株)〇〇環境 茨城県笠間市〇 〇
2	感染性産業 廃棄物	50 t /月	固形	〇〇総合病院 茨城県日立市 〇〇	焼却	(株)〇〇環境 茨城県笠間市〇 〇
3	燃え殻	50 t /月	粉状	(株)〇〇建設 茨城県日立市 〇〇	焼却	(株)〇〇環境 茨城県笠間市〇 〇
4						
5						
6						
7						
8						

備考 取扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 中間処理施設の概要	
処理施設の種類	焼却施設
設置場所	茨城県水戸市〇〇町〇〇番地
設置年月日 (使用前検査結果通知の日付 を記載すること)	〇〇年〇〇月〇〇日
処理能力	〇〇 t / 日 (8 時間)
廃棄物の種類	廃油 (揮発油、灯油類及び軽油類に限る。)、感染性産業廃棄物、 燃え殻 (鉛又はその化合物を含むものに限る。)
処理施設の処理方式及び施設の概要	処理方式 焼却 概要 キルン、焼却炉、電機集塵機、煙突
環境保全設備の概要	定期的に排気ガス、ダイオキシン類の検査を行うとともに、保守点検に十分配慮する。また、火災が発生しないよう、十分注意する。 焼却後の燃え殻が飛散しないよう、容器内に入れて保管する。 保管施設は飛散防止のために囲いを設ける

4. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員を含む。）

(1) 施設ごとの用途

・焼却施設

廃油、感染性廃棄物、燃え殻を油圧ショベルでピットに投入し、連続投入装置により、焼却炉に投入し、800℃以上に昇温、焼却する

(2) 処分業務を行う時間

月曜日から金曜日午前9時から午後5時まで

(3) 休業日

土日、祝祭日

従業員数内訳

役員や他の従業員を兼任している場合には、括弧書き等でその旨が分かるように記載すること。

令和 年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令6条の10で準用する第4条の6に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3 人	0 人	0 人	(役員1人兼任) 2 人	5 人	5 人	営業 5 人	19 人

5. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

定期的に排気ガス、ダイオキシン類の検査を行うとともに、保守点検に十分配慮する。また、火災が発生しないよう、十分注意する。

(2) 保管施設において講ずる措置

環境保全のため、保管の場所から産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が発生しないよう留意し、保管に伴い汚水が生じる場合にあっては、公共水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝などを設けるとともに、底面をコンクリート舗装している。

また、適正保管量を超えないようにするよう留意するとともに、産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出し、保管場所には、ネズミ、蚊、ハエその他の害虫が発生しないよう清潔保持に心掛ける。

(3) 最終処分場において講ずる措置

(4) その他

処分後の産業廃棄物の処理方法

処分後の産業廃棄物の種類	ばいじん	
発生量 (t / 月 又は m ³ / 月)	100kg/月	
処理方法	自己処理	(処分場所) ○○環境(株)
	委託処理	(処分業者名) 茨城県笠間市○○町○○番地
		(所在地)
	<input checked="" type="checkbox"/> 埋立処分 <input type="checkbox"/> 海洋投入処分 <input type="checkbox"/> 中間処理 <input type="checkbox"/> 売却 (該当するものに○を付けてください)	
(具体的な方法 ○○環境(株)で埋立処分する)		

特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者及び設備等の概要

(感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く)

取り扱う特別管理 産業廃棄物の種類	廃油（揮発油、灯油類及び軽油類に限る。）、燃え殻（鉛又はその化合物を含むものに限る。)	
確認すべき成分等の 種類	引火点、鉛又はその化合物	
確認すべき成分等を 分析する設備の種類 及び設置基数	原子吸光光度計 1基 ガスマトグラフ装置 1基 分光高度計 1基 引火点測定装置 1基	
分析設備の設置場所	茨城県水戸市〇〇町〇〇番地	
性状の 分析を 行う者	職 氏 名	検査係長 〇〇 〇〇
	学歴、資格の状況	〇〇大学 工学部 卒業
	分析経験年数	〇〇年
備 考		

備考 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が性状の分析について十分な知識及び技能を有する者であることを証する書類（資格及び分析検査の実務に従事した経験年数を証する書類（例）職務経歴書、資格証等）を添付すること。

施設の付近の見取図

所在地 茨城県水戸市〇〇町〇〇番地
面積 1,000 平方メートル

所在地の住所を
記載すること

見取図

注意事項

- ・ 住宅地図の貼付でも可
- ・ インターネットから入手した地図の貼付でも可
- ・ 施設が複数ある場合はそれぞれの見取図を貼付すること
- ・ 事務所、事業所の近くに目印となる建物等がある場合は名称を記載すること

施設内配置図

注意事項

- ・ 施設内部の配置図を記載すること
- ・ 入り口、建屋などがあれば記載すること
- ・ 施設が複数ある場合はそれぞれの配置図を貼付すること
- ・ 破碎機、焼却炉等の施設の配置場所を明確に示すこと

資産に関する調書（個人用）

令和 年 月 日現在

資産の種別	内容	数量	価格、金額(千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 合 計			
負債の種別	内容	数量	価格、金額(千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 合 計			

産業廃棄物処理業に直接の関係ない資産や負債についても記載すること。
 例：建設業でのみ使用している車両
 住宅ローン等の借入金

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者の住所
氏名等を記載
すること

申請者

住 所 茨城県水戸市笠原町978番6

氏 名 茨城産廃株式会社

代表取締役 茨城 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(記載例)

政令6条の10に規定する
使用人がいる場合は必要

政令使用人証明書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
申 請 者 茨城産廃株式会社
氏 名 代表取締役 茨城 太郎
(法人は名称及び代表者)

下記のものは、当社の使用人であって、廃棄物の収集若しくは運搬の業に係る契約を締結する権限を有するものの代表者であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に規定する政令使用人であることを証明します。

記

氏 名	水戸 二郎
本 籍 地	茨城県鉾田市鉾田 1367 番地の 3
住 所	茨城県鉾田市鉾田 1367 番地の 3
生年月日	昭和42年 6 月25日
役 職	営業部長

以上

申請書第3面に記載した
政令6条の10に規定する
使用人を記載

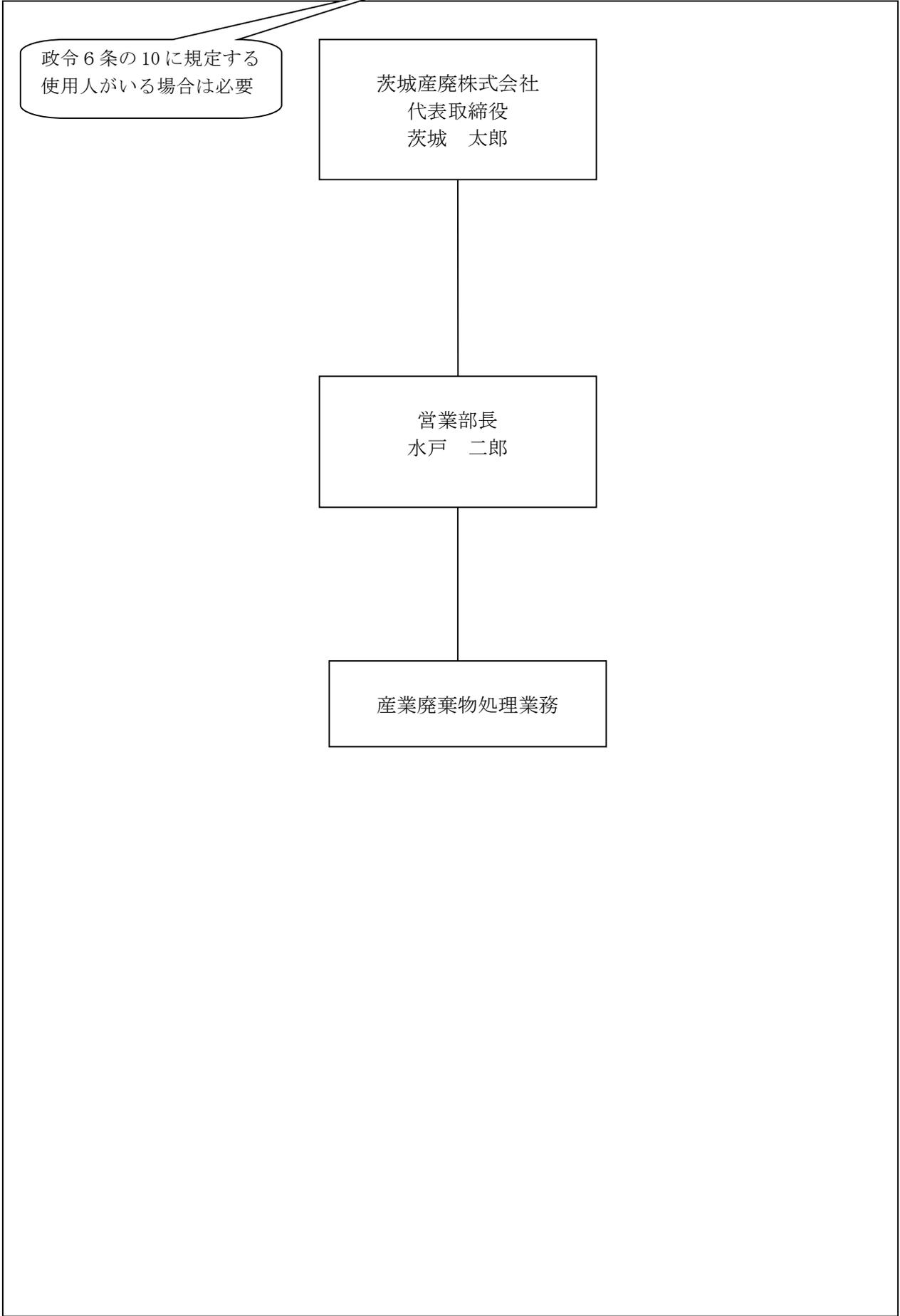
組織図

政令6条の10に規定する
使用人がある場合は必要

茨城産廃株式会社
代表取締役
茨城 太郎

営業部長
水戸 二郎

産業廃棄物処理業務



(記載例)

許可証等の受取希望媒体の意向確認書（収運、処分共通）

申請日 令和 年 月 日

住 所 茨城県水戸市笠原町 978 番地 6

事業者名 茨城産廃株式会社

電話番号 029-301-3033

産業廃棄物処理業（収運、**処分**）許可証番号
第 ○○○○○○○○○○○○号

更新許可の場合には許可
番号を記載
新規は許可番号は不要

許可種別 収運（積替保管を 除く ・ 含む ）

処分

産業廃棄物処理業許可申請等に係る交付物（許可証等）の受取媒体については、以

下のとおりとします。

電子交付は記載のメールアドレス宛
に許可証の PDF データを送付します。

受取希望媒体 (希望する方に <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 紙	<input checked="" type="checkbox"/> 電子
メールアドレス (電子交付を希望の場合のみ記入)	*****@*****	

<備考>

- 電子交付を受け取ることのできる機器はパソコンのみとなります。
スマートフォンやタブレットでは受け取ることができません。
- 行政書士等の代理人を通じて申請を行う場合、代理人の方が電子交付による許可証等の受領を希望する場合には、代理人の方のメールアドレスを記載願います。
- 申請から許可決定までの間に交付方法に係る意思が変わった場合（紙⇄電子）について、当初電子交付を希望していた場合に、後から紙交付に変更した場合、実費相当額（150 円）をお支払いいただくことで対応いたしますが、当初紙交付を希望していた場合に、後で電子交付に希望した場合、既に納められた手数料を返還することはできません。
- 許可証等の交付後には、交付方法の変更に応じることはできません。

申請者名 ()

1 損失の理由及び改善計画書

コロナ禍の不景気に伴い、取引が減った。
〇〇や××等の設備投資をした結果、第〇期において赤字を計上した。

第〇期から〇〇の見直すことにより、経費削減を行っていく。
第〇期から改善策として〇〇を実施することで、第〇期から繰越損失の解消が見込める。

2 五カ年の収支計画書

単位：

		(五カ年の収支計画)			
会計年度					
売上高					
売上原価					
販売費及び一般管理費					
営業利益					
営業外収益					
営業外費用					
経常利益					
特別利益					
特別損失					
法人税充当額					
当期純利益					

■繰越損失が発生した主な理由を記載してください。
■事業改善の具体策、今後の見通し（現に改善中の場合は、これまでの効果、今後の見通し）場度を記載してください。

直前期の繰越利益剰余金 円

※ 損失の理由及び改善計画書、五カ年の収支計画書は、特定の条件に該当した場合のみ提出が必要となります。

詳細については、許可申請書及び添付書類についてのご案内をご確認ください。

<経理的基礎に係る書類の作成上の留意点>

○ 損失の理由について

- ・ 損失が発生した会計年度、理由及び金額等について具体的に記入してください。
(記載例.「コロナ禍の不景気に伴い、取引が減った」、「〇〇や××等の設備投資をした結果、一時的に赤字が出た」等)
- ・ 特別損失(貸倒損失、固定資産売却損等)による場合は、当該特別損失が発生した会計年度、理由及び金額等を記入してください。また、今後の発生の見込みを記入してください。

○ 改善計画について

- ・ 直前期の実績を踏まえて、講じる改善計画の内容を具体的に記入してください。
- ・ 改善策が経費削減なのであれば、削減する経費の費目、削減金額、削減の方法等を具体的に記入してください。「経営努力により諸費用を削減する」というような抽象的な説明は避けてください。
(記載例.「第〇期から〇〇の見直すことにより、経費削減を行っていく」、「第〇期から改善策として〇〇を実施することで、第〇期から繰越損失の解消が見込める」)
- ・ 負債の内訳に役員からの借入れがある場合には、確定申告に使用した借入金の内訳書の写しを添付し、具体的な借入額を記入してください。

○ 五カ年の収支計画書について

- ・ 単位については、「円」「千円」など適宜記入してください。
- ・ 直前3期分の実績と五カ年の収支計画が大幅に乖離している場合には、別途説明資料の提出を求める場合があります。
- ・ 売上高は、売上高の合計額だけでなく、産業廃棄物処理業、その他主要事業の売上高の内訳についても記入してください。
- ・ 売上原価は、合計額だけではなく、主要な費目、削減予定の経費の内訳についても記入してください。
- ・ 販売費及び一般管理費は、合計額だけではなく、主要な費目、削減予定の経費についても記入してください。
- ・ 様式の行数が不足する場合には、適宜行を追加して使用してください。

※ 債務超過が多額であり、かつ、直前3年間の実績、損失の理由及び改善計画の内容を踏まえ、経理的基礎を有していることが確認できない場合等は、更なる追加書類を提出していただく場合があります。ご不明な点がある場合には、廃棄物規制課宛、事前にお問い合わせください。